

居宅訪問型保育事業の実施について

1 概要

子ども・子育て支援新制度に基づく「居宅訪問型保育事業」により、重症心身障害児等や医療的ケアの必要な児童に対し、それぞれの児童の状態に応じた保育サービスを家庭で提供できる体制を整備する。

2 事業内容

(1) 対象児童

区内在住の1・2歳児（乳児及び3～5歳は応相談）で、障害、疾病等の程度を勘案して保育所での保育が著しく困難であると認められる児童

(2) 開所日

月曜～金曜（土曜、日曜、祝日及び年末年始等を除く）
8時～18時のうち最長8時間以内

(3) 保育料

世帯の住民税の所得割額をもとに決定する。

(4) 配置基準

保育者1人につき児童1人

(5) 事業開始時期

平成29年4月1日

3 利用方法

- (1) 区及び事業者へ相談
- (2) 認定申請・申込
- (3) 利用調整
- (4) 事業者との事前面談等
- (5) 契約・利用開始

4 実施事業者

認定 NPO 法人フローレンス

（本部所在地：東京都千代田区飯田橋三丁目3番7号 秋穂セントラルビル2F）